日本における近代的紡績業の特質

加藤幸三郎

1 はじめに

すでに、前稿において1890 (明治23年) 年段階のアジアにおける日本から中国への綿糸輸出をめぐる問題点の検討を試みた¹⁾。この小論では、その分析視角を受継ぎながら、改めて明治初期から大正前期に至る間の、いわば本邦綿糸紡績業の形成・確立・展開のなかでの特質について再検討を試みたい。不十分ながら、私がこれまで検討してきた論点の再検討とあわせ、いくつかの新しい論点についての私見も提示してみたいと思う。

特に、鐘紡にみられた「聯合請負制度」の意義付け²⁾や明治30年代における「紡績大合同論」³⁾についても、実際に武藤山治の「企図した真意」は奈辺にあったのか、再検討が必要だと考えられるからである。

日本綿糸紡績業の特徴と 「始相紡績」の歴史的役割

さて、戦前来の本邦綿糸紡績業の態様に即し、特に「不況対策」として、いみじくも「操業短縮」・「企業合同(いわゆる「紡績大合同」)」・「輸出奨励」が指摘されているが4)、これに「深夜業」の存否も加えるべきであろう。

すでに、幕末慶応年間に創設された「始祖紡績」の代表ともいうべき「鹿児島紡績」につい

ては5), すでに鹿児島市磯所在の尚古集成館所蔵「島津家文書」によりつつ若干の検討を試みたことがある

まず「鹿児島紡績」は、すぐれて「島津家」 の「家産経営」ともいうべき存在であって、明 治初年以降の「秩禄処分」の展開や「華族層」 の近代化とも関連してこよう。幕末維新期の名 君ともいうべき島津斉彬の御用商人であった浜 崎太平次が献上した「綿糸」(琉球貿易による スロッスル製40番手の絹綿交絲) が機縁となっ て, 江戸幕府に隠れて, 英商グラバーの援助で 薩藩藩士の「イギリス留学」を実現させた。そ の監督という名目で新納刑部・五代友厚・寺島 宗則らが変名して、1866 (慶応2) 年5月イギ リス・ロンドンに到着する。ロンドン大学ユニ バーシテイ・カレッジ法文学部化学教授のウイ リアムスンの斡旋で留学生2名ずつが大学教授 の家庭に分宿して, 陸海軍の各術科, 医学・化 学・文学などの専攻科目の勉学に励んだという。 19世紀後半の世界の中心地たるロンドンに起居 して大いに国際的な知識や見聞を広めたといえ よう。彼等がこうして齎した情報は、同藩の小 松帯刀・大久保利通らに受け入れられ、「薩長 同盟」の成立などにも大きな影響を与えたとい われる。五代友厚は新納刑部らと同行して、ヨ ーロッパ旅行にでるが、ベルギーでは、徳川幕 府への武器売込商ともいうべきフランス商人モ ンブランと面談し、「ベルギー商社」設立の契 約を結び、軍艦・大砲・武器などの輸入をも予

定して、薩摩藩の殖産興業政策の実現を企図したのである。時の藩主嶋津忠義は、モンブランに返書を送ってベルギー商社を承認し、あわせて1867(慶応3)年にフランス・パリで開催の予定であった(第3回)万国博覧会に薩摩藩からの出品が実現するよう斡旋方を依頼したのである。この結果、翌年に出品がきまり、薩摩藩から全権特使として藩士岩下方正が渡仏して、モンブランを顧問として、薩摩の産出品400余箱を出品した。しかもパリでの会場では「日本薩摩太守政府」の名称を用いて江戸幕府と対抗したという6。

すでに、1860年代半ば(元治・慶応の交)、 幕末日本から西洋に向う外交・貿易交渉や視察 ・留学その他のグループははっきりした変化を みせるようになったという。それまでの遺米使 節団・遺欧使節団は、幕府の使節・随員の下に、 かれらの使役に服する「従者」「賄方」と言う 名目で諸藩の有志を含むという点で、幕藩体制 の縮図的な構成を示していたといわれる。しか し、1863(文久3)年の長州藩からイギリスへ 留学生派遺を先駆として、この薩摩藩と同様イ ギリスへの密航が相継ぎ、翌1866年の幕府によ る留学・渡航自由化の決定後は金沢・福岡・佐 賀・仙台などの諸藩の有志が三々五々欧米諸国 へ渡ったのである⁷⁾。

このような幕末維新期における激動する歴史 的状況を踏まえて、五代友厚らは、藩主嶋津忠 義の命を受けて、イギリスのマンチェスターや バーミンガムなど近代的な工業地帯を視察し、 現在はグレイター・マンチェスターに属するオ ールダムのプラット・ブラザース会社に依頼し て、紡績機械の注文、工場設計、それに技師7 名の派遣を要請したのである。

これらの紡績機械は、帆船レデー・アリース 号に積載されて、はるばる南アフリカ南西端の 喜望峰を廻って1867(慶応3)年1月26日鹿児 島に到着した。薩摩藩では、この帆船をも買込み、後年宝瑞丸と命名、鹿児島~神戸間の航海に従事させたという。

さて, 紡績機械の据付具合は, プラット社か ら到着した設計図の通りで、混打綿室、梳棉機 10台、汽缶室、整経室を始め、本工場では、シ ングルカード10台,練条機(3頭6尾)1台, 始紡機(60錘) 1台, 間紡機(92錘) 2台, 練 紡機(120錘) 4台, 精紡機としては, ウエス トミュール (600錘) 3台, スロッスル (308 錘) 6台, コップリール (30枠) 3台, 綛機 (コップリール30枠) 3台, ダブルボビンリー ル (40枠) 2台であった。この工場の中で一番 厄介な問題は伝動装置であって、 歯車の破損や 出火が度重なったといわれている8)。島津家は、 この「磯紡績」の分工場として泉州堺の海岸近 くに紡績所を建設したが、地所買入れから始ま って工場建設・機械据付け、さらには運転に至 るまで、すべてが石河正竜の担当であったとい う。ここでは、混打綿機(オールダムウイロ ウ) 1台, 梳綿機 (ローラーカード) 2台, 練 条機1台、粗紡機(始紡機1台、練紡機1台), 精紡機 (ツイストミュール 500錘) 4台であ

ともあれ、「始祖紡績」の雄、あるいは「本邦紡績業の開祖」ともいうべき「鹿児島紡績」が、幕末維新期の激動の中で、移植された紡績機械と老練な技師たちによる指導監督をうけ、傍ら職工養成も進められていたことは注目に値する。使用職工は200名にものぼり、一日の平均労働時間は10時間と規定され、1日平均で和紀48貫余りを製造したといわれ、国産綿を用いて、白木綿や縞木綿を製織したという。この白木綿は大坂へ、縞木綿は藩内城下に販売された。明治2年に薩摩藩から朝廷政府に提出された目録によれば、年間総生産額は白木綿6万5,227反、絣2,651斤であった、という。

このように、後年の大阪紡績が同じく移植型 の「精紡機10500錘」で出発したのに比べ、鹿 児島紡績は「ウエストミュール1800錘, スロッ スル1848錘、合計3648錘」で出発したことは、 「藩営」という事情を考慮しても大いに留意さ れてよかろう。断絶・中止を余儀なくされなが らも、日清戦後の明治31年3月まで存続したこ と、また「分工場」たる堺紡績所も明治36年に は岸和田紡績に買収されたが、日本における 「近代的紡績業の礎石」のひとつだったといえ よう。惜しむらくは、大きな紡出張力のかかる 「スロッスル精紡機」で短い日本綿や中国綿を 紡績すると糸切れが多発するといわれ、「ウエ ストミュール精紡機」は巻き取るコップが短い ため、玉揚げ回数が多くなり、生産性が低くな ったといわれている。もともと鹿児島紡績所は 紡績した単糸を力織機で広幅織物に織る紡織一 貫生産用設備であったが、当時の劣悪な糸の品 質と労働力の低水準のため、力織機を使いこな すことができず、製織設備とスロッスル精紡機 は開業後まもなく遊休化してしまったという。 そのため、 生産性に低いウエフトミュール精紡 機で賣糸を生産し、経営全体を支えざるをえな かったのである。このことが鹿児島紡績所の初 期における経営不振の最大の技術的要因あった。 しかも当初プラット社から派遣された7人の技 術者たちは「二年契約」で来日したが、戊辰戦 争の影響もあって一年そこそこで帰国してしま い、十分な技術指導をうけることが出来なかっ たからである⁹⁾。

第二に、鹿児島紡績の分工場たる堺紡績所は 1870(明治3)年開業であるが、鹿児島紡績と 同じく石河正竜を技術責任者として建設された。 イギリス・マンチェスター近郊のソルフォード にあったヒギンス社製の紡績機械を輸入したが、 それは通常は3工程ある練条が2工程、粗紡工 程では間紡機を省略し極太糸用であった。原動 機は蒸気機関であったが、構造的にみれば、精 紡機に対して梳綿機と粗紡機の生産能力が極め て低いといわれ、生産バランスを欠いた、欠陥 設備だったという。いわば、石河らが鹿児島紡 績所で習得した紡績技術が極めて貧弱であった ことを物語っているといわれる。のち、堺紡績 所は、明治5年5月、大蔵省勧農寮(同7年1 月から内務省所管) に買上げられ、官営模範工 場となってゆく。ここでの使命は、紡績機械の 特質を研究し、糸の品質の向上をはかって収 益をあげ、民間に模範を示すことにあった。官 営となって, 前紡機械を増設して精紡機との 生産バランスをはかってゆくが、この増設後の 紡績機械が官営愛知紡績所を始めとする「二 千錘紡績」の紡績機械のモデルとなったのであ る10)。かかる指摘は、大阪紡績についても、 創立期の技師長ともいうべき山辺丈夫が留学中, 渋沢栄一の要請を受け、苦心してイギリス・マ ンチェスター近郊のブラックバーンで親日家で もあった W. E. ブリグスの経営する製織兼営 紡績工場ローズヒルで紡績技術の実習・習得に 努めた。帰国時に, 鹿児島紡績と同じくプラッ ト社の紡績機械(混打綿機3台、梳綿機30台、 練条規4台,始紡機 {64錘×4台},間紡機 {98錘×5台},練紡機 {128錘×11台},精紡 機 (ツイストミュール) {700錘×15台}, 綛機 (英式) {40枠×36台} を発注し, 三井物産を 通じて輸入した。「緯糸用S撚16番手」をめざ したもので、紡績機械の据付と操業指導はプラ ット社から派遣された老練の技師ニールドが行 った。明治16年に開業に漕ぎつけるが、この紡 績機械はインド綿に適するようにも設計された ものであった。翌17年に、大阪紡績は「リング 精紡機4020錘」を導入して、近代的日本紡績業 での先駆的な役割を果たすこととなる。

3 生産過程における「聯合請負制」 の意義

すでに、明治36年に農商務省商工局で印刷された『職工事情』の「綿糸紡績職工事情」によれば、賃金形態としては、日給と賃業給の二種があり、前者は「毎日若干の定額を支給する処の賃金」をさし、後者は「各職工生産の結果によって定めらるる処の賃金」をさすが、普通「粗紡部および綛部、綛締部は一般にこれを賃業給となし、精紡部、混綿部、打綿部等は日給となすもの多きが如し」と説明されている¹¹⁾。これよりさき、いわゆる「下層社会」の優れたルポルタージュを残した天涯茫々生横山源之助は、同時代人の鋭い眼をもって「受負賃金」に対して以下のような批判を試みている。

「大阪府下十七の紡績工場ありて、錘数三十 七万〇五百六十六本に出で全国紡績総錘数四分 の一を占め居り、孰れも連条機、始紡機、間紡 機, 練紡機, 綛機, 綛締機に賞与を付し, 賃銭 を出来高に定め、受負方法を取れりと雖も、未 だ工女の多数を収むる、しかも最も幼年工女を 見る所の精紡に於て賃銭を受負にせるはなし、 唯独り兵庫鐘淵分工場は精紡工女の賃銭を受負 方法に撰び、四百錘の糸を二百ポンドに上げて 二十銭を払い居れり、……精紡工女の賃銭を受 負にせるが如き労働社会の上にては由々しき一 事実なるべし」12)「日給賃銭に比せば受負職工 は外額の賃銭を得るが如しと雖も、之を以て受 負職工を可なりとするは少しく軽率に失せん, 受負職工は常に身体の強壮たる者之に従うと, 一は受負労働の常として競争を致し身体を傷り て尚目つ労働するが故に外ならず、暑中粗紡工 女に欠勤者多き亦た宜なりというべし、且つ受 **負賃銀に悪むべきは、職工に重んずべき技術の** 発達を中絶するの弊ある事是なり」13)

「職工の身体の為に、労働の健全なる効果を得んが為に、並に技術の為に、断じて受負賃銀を廃止せんことを欲す、……受負賃銀は徒に職工仲間に競争の念を高め、且つ卿等職工諸君の労働を軽蔑して牛馬と同視し、其の労働の血を絞り取らんとする悪組織なり」と¹⁴⁾。

まさに、「受負職工」の特徴を言いえて妙なのであるが、すでに、れわれが採訪した鐘紡資料によれば、日露戦後の時点で東京・兵庫の工場では「受負賃銀」が導入されており¹⁵⁾、明治末期に鐘紡に合併されてゆく京都や九州の「絹綿工場」においても「個人(単独)受負」・「団体(聯合)受負」が導入・適用されてゆくのである¹⁶⁾。

その後、紡績連合会の調査報告を披見したところ、

「賃金ニハ日給賃金ト請負賃金ノ二種アレド モ請負賃金ナルモノハ紡績会社悉ク之ヲ設クル モノニアラズ、往々此種ノ賃金ヲ全ク設ケザル ノ会社アリ、然レドモ請負賃金ハ職工ノ勤怠ニ 依り其収入二差異ヲ生ジ、自然二彼等ヲ勤勉ニ 赴カシムルモノナルガ故ニ、各社多クハ日給賃 金ト共二此種ノ賃金ヲ設ケ居レリ、是レ会社ニ ハ仕事ノ出来高ヲ増加シ, 職工ニハ其勤方ノ如 何ニ依り多額ノ取得アリテ、双方共ニ便益ナレ ハナリ、然レトモ紡績会社ノ請負ナルモノハ、 其仕事ノ分割スルヲ得ルト否トニ由リ定メタル モノナレバ,各部ヲ通ジテ請負ニ付スルヲ得ズ, 左レバ大抵請負賃金ナルモノハ、練条部三紡部 綛部及ビ綛締部等ノ如キ仕事ノ区画ヲ為スヲ得 テ,一人ノ出来高ノ明瞭ナル部属ニ於イテ其単 位ヲ定メテ以テ彼等ニ請負ハシメ,其仕事ノ出 来高二応ジテ賃金ヲ支給スルモノナリ」17)と記 述されていたのである。しかも、同じ資料では、 明治30年10月現在の「職工請負者賃金男女別」 の報告も収録されており、日清戦後の主要紡績 会社では広く「請負賃金」が実施されており,

鐘紡も例外ではなかった。当時の東京本店工場の支配人であった藤正純の『自伝』では、いかに技術・生産・販売に苦心したかがリアルに語れており、苦況脱出に方策として、「請負賃金」も採用されていたことは十分に推定できよう18。

このように考えてくると、戦前日本資本主義の成立過程において、本邦綿糸紡績業が「経営的安定」をめざし、「併せて職工移動の防止、あるいは職工募集の拡大・強化、生産技術の習得と向上、職工訓練の不足などに対処すべき操業の規律性の強化を唱道しながら、合理化ないしは労働強化の方法として採用」されたものこそ「聯合請負制度」だったのではあるまいか19。

4 流通過程における「特約紡績」と 「綿糸布輸出組合」の性格

つぎに、生産過程に対応する流通過程でもい くつかの特質が指摘できよう。

すでに、三井物産会社の綿花商売は明治10年に設置された上海支店が中国産綿花見本として取扱ったのに始まる。同16年には近衛局に綿花100俵を納めているが、これも商品見本の域を出るものではなかった。三井物産が紡績会社に対して、直接的な棉花供給を本格化させるのは、明治20年代に入ってからであり、まさに松方デフレの終息とともに到来した「企業勃興期」の投資ブームがおこり大規模紡績の段階に移行するなかで、国内綿作の衰退と製造綿糸の高番手化にむけて必須の「長繊維」たる中国産綿花への依存が増大していたからに他ならない。

このような三井物産の棉花取扱いの急増に対応して、社内組織の整備も進められ、従来棉花取引の中心は、紡績会社が集中している大阪にあったが、明治25年に同社大阪支店からの上申

にもとづいて、同支店の「外国品方」を分割して「棉花方」を設けたが、つづいて明治27年には、大阪支店長飯田義一らから、次のような「棉花部」設置の建議が提出されたのである²⁰⁾。

「今ヤ我邦紡績事業ハ実ニ長足ノ進歩ニシテ, 本年中ニ運転スベキ錘数ハ凡六十五萬錘ニ上ル べク、然ルモ尚ホ新設増錘ノ企、日ヲ逐フテ起 リ、随テ棉花ノ需用モ巨額ニ及ヒ、来季輸入ス へキ総額ハ必スヤ三千万円ニ達スヘク、実ニ我 商品中生糸ニ亜クノ地位ヲ占メタルヲ以テ各商 人ノ之レニ着目スヘキハ論ヲ俟タスト雖トモ, 斯ノ業ヤ海外ニ名声ヲ博シ信用ヲ有スルモノニ アラサルヨリハ容易ニ企テ得へキモノニ無之, 為メニ今日ニ至ルモ斯業ニ従事スル者僅カニニ 三ノ商店アルニ過キス、当会社ノ如キハ幸ヒニ 海外貿易ニ従事スル茲ニ多年広ク名声ヲ宇内ニ 博シ,信用亦多ヲ致シ,目下ノ如ク敢テ棉花ヲ 専業トセサルモ、今日ニ在テハ、他店ニ譲ラサ ルノ地位ヲ占メ得タリ、斯ノ業ヤ如此夫レ偉大 ナルヲ以テ、他ニ有力ノ棉商年ヲ逐フテ起ルハ 必然ノ数ト云ウヘク、当会社ニシテ今日ノ営業 振合ニ安心日子ヲ送ラン歟、終ニハ他ノ凌駕ス ル処トナランモ知ル可カラス、故ニ遠ク将来ヲ 慮り爰ニ棉花部ヲ設ケ、之レカ中心市場タル大 坂ヲ本部トシ, 内外枢要ノ地ニ専業者ヲ備へ, 理事ヲ以テ部長ニ充テ、各地ノ通信ヲ本部ニ集 メ,売買共ニー令ノ下ニ運動シ,一心分体ノ働 キヲ為サンニハ之レカ営業ノ高目下ニ倍蓰スル ニ至ラサルモ, 我カ外国課ノ基礎ヲ固メ, 人ニ 先ンシ他ニ制セラレサル義ト確信仕候」

これを受けて棉花部の設置を決定,理事馬越 恭平を部長に任命した。大阪を本部とし,東京 ・大阪・神戸・名古屋・長崎・上海・ボンベイ ・ロンドンなど枢要の地に支部を置いて,棉花 商売にたいする敏速かつ統一ある対応を企図し たもので,三井物産会社における「部制度」の 濫觴であった²¹⁾。また、三井物産が紡績会社に対する「棉花商売」を拡大する上で、当時の日本紡績業の主流を占めていたイギリス・プラット社製紡績機械の日本専売権を取得していたことも大きな力となっていたことも見逃せない²²⁾。

以上のような歴史的状況を背景として、明治 三十年代後半に、いわゆる「特約紡績」という 紡績会社と棉花輸入商社との特殊的な関係が生 まれたのである²³⁾。

そして日露戦争をはさんで、綿布輸出の増大に鎬を削り、朝鮮・中国両市場をめぐり、内外の諸紡績資本が激しい競争を展開するのである。このなかで、日本では、主要紡績会社が積極的に兼営織布業への進出を企図しつつ「三栄綿布輸出組合」・「日本綿布輸出組合」を結成して、市場進出を試みてゆくのである²⁴⁾。

そもそも日露戦争を契機に、綿布輸出は活発 化し、軍需品ならびに中国・朝鮮市場への売り 込みによる増加が綿糸生産にも好結果を与えた のである。周知のように、綿糸輸出高が輸入高 を凌駕したのは明治30年であったが、綿布を 中心とする綿織物輸入額は日露戦後の明治39年 には1,800万円を超えたが、以後それをピーク に減少・衰退してゆくのである。しかも綿糸輸 出額と綿布輸出額とを対比してみると、明治年 間は綿糸輸出の方が優勢であるが、日露戦後は 綿布輸出が著しい躍進を示し、大正6年の第一 次世界大戦期には、綿糸輸出価格は1億1,300 万円に対し、綿布輸出価格は1億4,800万円と 遂に綿布輸出が綿糸輸出を凌駕するに至ってい る。その内容をみると、第一に中国・朝鮮市場 の比重の高さと重要性に注目すことが重要であ ろう。さらに第二に、関東州も英・米両国製品 の後退・駆逐が実現された事情に伴い日本製品 が比重を高めてゆく点は、上海・天津からの再 輸出を考慮に入れても、将来の満州国市場の重

要性が確認できよう。それは、明治43年に鐘紡宛に提出された一資料によれば、「綾木綿、粗布は、日・米両国の競争品であり、米国品は原綿の高価なるがゆえに、市価もまた高値を呼ぶとされ、日本品」が優勢と報告され、同時に粗布は、天津から山西・甘粛・陝西・山東・河南・新疆の各省および内外蒙古やシベリアまで販売されている旨報告されていたのである。第三に、中国・朝鮮市場以外に、英領インド、フィリッピン、ハワイといった広く太平洋地域にまで綿布輸出がおこなわれており、本格的な展開は第一次大戦後に持越されるのであるが、すでにその端緒がここにみられるのである²⁵⁾。

かくて、明治39年2月に大阪・三重・天満・ 岡山各紡績と金巾製織は、日露戦争で散布した 軍票の回収をもはかるため、日本綿布輸出組合 を結成、三井物産大阪支店に委託して満州への 綿布輸出を促進した。続いて、同年3月、対朝 鮮輸出カルテルともいうべき三栄綿布輸出組合 が渋沢栄一らの斡旋で大阪紡績・三重紡績・金 巾製織とが三井物産大阪支店と結んで、対朝鮮 綿布輸出の独占組織を結成し、その為替金融に は渋沢の影響下にある第一銀行があたったので ある(その商標は、三重紡績は「三栄」も意味 するAAAの下に三の漢数字, 大阪紡績はAA A、金巾製織はAと鹿の絵の組合せであった)。 なお、この段階では、鐘紡は両綿布輸出組合に も加入していない点に留意しておきたい。また、 第一次大戦の大正6年には「日本綿糸布満州輸 出組合」が結成されていることも看過できない

続いて、3月には、「鉄道国有法・京釜鉄道 買収法」がそれぞれ公布されて、戦前の「鉄道 国有化」が開始されたことと並んで、同年11月 には、南満州鉄道株式会社が設立されたことも 留意しておきたい。

5 「紡績大合同論」の真意

すでに、明治31年3月には、当時の紡績業者 たちが、大阪ホテルに集まった席上、時の北浜 銀行頭取の岩下清周は「紡績合同論」を発表、 「紡績業は目下逆境にたつとはいえ、いやしく も海外市場に伸びて国際相場で競争に勝ち抜く ためには、合同の利益を看過すべきではないと し、現下の困難は資本の欠乏もあるが、名利を 達観して合同の実行に入れるような人物の不足 も大きい、と論じた」という²⁷⁾。

岩下の「紡績合同論」に促されて、「紡績合同期成会」が結成されたが、翌々33年にいわゆる「義和団事件」の影響で中国への輸出が途絶するにおよんで、再び「合同論」が真剣に考えられるようになり、武藤の十日会での演説が「紡績大合同論」(明治34年11月刊)²⁸⁾なのである。

その大意は,以下のようである。「英国始メ 其他ノ欧州各国モ米国事業家ノ激烈ナル競争ニ 苦シミ, 今ヤ欧州大陸商業同盟ヲ組織シテ米国 商工業者ノ進撃ヲ防戦スベシト唱フルニ至レル ヲ以テ見レバ、吾国紡績大合同論ノ如キ、思フ ニーノ空論タラズシテ或ハ実行シ得べキモノナ リト信ジ、茲ニ意ヲ決シテ余ノ意見ヲ発表スル ニ至レル次第ナリ (第一章)。/大合同トハ即 チ大仕掛ナル資本ノ合併ヲ意味スルモノナリ。 近時米国ニ於テハトラストノ名ノ下ニ事業ノ合 同盛ンニ行ハレ、最近到着ノ新聞紙ヲ見レバ葬 具屋ノトラスト迄行ハル、ニ至ルヲ以テ見レバ、 昨今殆ドーノ流行トナリシガ如シ。何ガ故ニ如 斯トラストノ流行ヲ来タセルヤヲ見ルニ, 其主 ナル原因ハ合同シタル事業ノ好成績ナルニ依レ リ。……トラストトハ或一定ノ事業ニ従事スル モノ, 資本ノ集注ニヨリ競争ヲ妨ゲ製品ノ価格 ヲ高メ, 暴利ヲ貪ルニアルモノトセリ。此誤解

ヲ基トシテ吾国紡績業ノトラストヲ行フノ利益 ヲ説クモノハ曰ク, 吾国紡績業者合同シテ内国 ニ供給綿糸ノ価格ヲ高メ, 斯クシテ得タル収益 ノ一部分ヲ以テ輸出綿糸ノ価格ヲ引下ゲ, 他ト 競争セバ製品停滞セズ、内ニアリテハ常ニ糸価 ヲ高ク維持スルコトヲ得ルガ故ニ莫大ノ利益ア リト。……トラストトハ、分立セル同一種ノ事 業ヲ合併シ、資本ノ集注ト管理ノ周到ナルトニ ヨリテ製造ノ費用ヲ減ジ製品ノ原価ヲ低廉ナラ シメ、斯クシテ資本主モ利スルト同時ニ之ガ製 造二従事スル職工ノ賃金ヲモ高メ,加フルニ社 会公衆モ割安ナル物品ノ供給ヲ受クル事トナリ, 其結果ハ需要者モ資本主モ職工モ三者共ニ利益 ヲ均霑スルヲ目的トスルモノニシテ、毫モ合同 ノ勢力ヲ利用シテ競争ナキニ乗ジ,国内ニ供給 スル製品ノ価格ヲ高メ、斯クシテ資本主ハ利ス ルモ多数ノ需要者ハ、之ガ為騰貴セル物品ヲ購 ハシメラル、ガ如キ社会ノ幸福安寧ヲ害スルモ ノニアラズ。……トラストトハ社会ノ進歩ト共 二愈々其流行ヲ促シ、之ニ依リテ益々製品ノ原 価ヲ低クスルヲ得セシメ, 斯クシテ生ズル差益 ノ一部分ハ賃金ノ引上ゲトナリテ労働者ノ生計 ヲ豊カニシ、他ノ一部分ハ資本主ノ純益ノ割合 ヲ増加シ、残余ノ部分ハ製品ノ価格ヲ廉ニシテ 需要者ヲ益シ、結局国富ヲ増シ社会ノ安寧幸福 ヲ増進スル, 唯一ノ良法ト認メザルヲ得ズ (第 二章, 第三章略)。

(第四章) 吾国紡績会社ノ数六拾三, 其詳細ハ巻尾ニ添付セル大日本綿糸紡績同業聯合会員一覧表ニ明ラカナリ。……」, 以下, 利息・原綿・製糸・運搬費・保険料・需用品の夫々について検討を加え,「第六章結論……依ツテ簡単ニ合同ハ利益ノ問題ナルノミナラズ必要ノ問題ナリトノコトヲ述べ, 本論ヲ結バントス。……既ニ合同ハ利益問題ニ止マラズシテ必要ノ問題ナリ。同業者一般利害共通ノ問題ナリトセ

バ本問題ノ如キ容易ニ同業者間ニ一致シ得べキ問題ナルベシト信ズルモノナリ (下略)」²⁹⁾と結んでいるのである。

さて、問題は武藤の留学成果ともいえる「ト ラスト」の歴史的規定の当否は別として,「合 同論」が単に「集中合併論」と同義語ではない 点に十二分に注意しなければならない。上述し て文章の中にも、「賃金」問題との関連性が挙 げられているのであるが, 当時の紡績連合会 「臨時総会」(明治35年6月3日午後開会,議 長谷川達海・副議長渾大坊芳造) の席上、谷口 房蔵・寺田甚與茂両氏の質問に答えて武藤山治 は明確に次のように発言しているのである。す なわち「紡績大合同等については、恐らく御反 対はなかろうと思いました所弐九番(前掲、寺 田氏)の御反対がありましたから,一言致した い。私共の大合同を必要とするのは丁度唯今の 弐九番のお考と正反対で弐九番は目下は必要か も知らぬが、将来発達する場合に妨害になると 言はれますが、是は甚だ了解に苦しむ所で我々 は寧ろ今日よりも将来東洋の市場に於て他邦の 同業者と対抗して我邦紡績の発達を計る事は最 も大合同の必要を認めるのである。弐九番の御 説は其御趣旨が分りませぬが,併しそれは姑く 措きまして大合同の必要ということについて, 既に谷口君から縷々述べられましたが、直一言 致したいのは、私の考えでは、日本の紡績は大 合同によらざれば到底生存することが出来ぬと 思ふ、勿論同業者中でも生存し得る所もあ里ま せうが一二のものが生存したから日本の紡績業 という大きな眼から見れば此儘では立ゆかない 故に、私のは斯くしなければ儲からないといふ 議論よりも、何うしても斯くしなければ立ゆか ないという議論である。或いは麦飯の茶漬けで も身体は保てるではないかという説もありまし ょうが、私は何うしても牛乳を与えなければ健 全になれないという考であります。……私は大 合同については先きに意見を発表しましたが、 其中に述べてないことで世間へは言ひませぬが, 仲間中だけへはお話したいことがある。それは 何かといふに、今日の如き労働者の使役方は到 底長く行われない。世四(時-欠カ)間昼夜打 通して使ふといふことでは、将来の日本の紡績 業が段々発達して終に細糸を拵へ綺麗な織物を 造るといふことは出来ぬ。何うしても一の職工 といふものの団体が出来て紡績職工といふもの で仕事をする事は労働時間を長く続ける見込は ない。何故かなれば、皆さん御自分の会社へ帰 って労働者の勤続年限は平均何の位あるか調べ て御覧なさい。思い半ばに過ぎるでありませう。 私の会社では、平均一年六ケ月しかない。私共 は随分職工の取扱については、諸君に向って自 慢してよい位な地位に居ると思ひますが、其の 私の会社に於てすら一年六ケ月ですから、諸君 がお帰りになって調べて御覧になったら、恐ら く平均点が私共より或は以下にある会社が多か ろうと思います。平均一年六ケ月とすれば、中 には三年、五年居る者もありませうが、多数は 其だ短い勤続年限で会社を去る……去れば最も 熟練を貴ぶ紡績の如き工業に於て機械の外には 一番大切なる職工が斯の如き有様であるのは、 何が原因かといえば私は二つの原因があると思 ふ……第一は、職工の賃金が少ない、之を子に 孫にまでの職業にしやうという考を持たせ得ら れる程度に在る。第二は賃金が高くなっても、 斯程ひどい働きは子に孫にまでの職としては、 身体が続かないといふ考を持つのである。故に どうしてももっと労働時間を短くせねばならぬ、 若し昼夜操業を続けるならば、十時間とか或は 昼業のみなれば十一時間にするとかいふ様に時 間を縮める、而して一方賃金を引上げなければ ならぬと思う。唯今全国の平均は確には知りま せぬが、大抵女工が廿銭前後、男工が廿七八銭 と思います。今日の如く物価騰貴の節,廿銭や

世七八銭の賃金では勤続の出来ぬのは当り前で ある。そこで私の希望では、女工は六、七十銭、 男工八, 九十銭位にしなければ, 歐羅邑や亜米 利加の如き職工を拵へることは出来ないと思い ます。それでないと,将来段々発達して細糸を 造り良い織物を拵へる様にはなれないと考える。 今日でさへも、諸君の多くは、今少し賃金を減 じたい、出来得るならば時間も延長したいと思 ふて居らるる矢先きへ、斯の如き議論をするの は可笑しい様でありませふが、斯業の為に熱心 将来の事を考えること、それでなければならぬ。 現に文明諸国の工業の歴史はさういう風に変化 してきて居る。そこで我々にもさうせねばなら ぬということに一致した以上で、其実行は如何 にするかという問題が起こる、此際少し働かせ て多く金を払うということになれば、全く無配 当になろうという議論が出る。そこで之に対す る答は他に無い。唯紡績大合同である。私の考 案では、大合同をなした以上昼夜世時間の営業 にしない、即ち朝五時より昼三時迄、それから 三時より夜一時迄と、斯ういふ風に仕切って徹 夜業は断然廃する、而して賃金は女工六、七十 銭、男工八、九十銭とする。そうすると必ず職 工が勤続する, 勤続すれば余計に金を支払ふ所 の大部分は熟練結果により取返しが出来ると信 ずる。現に米国あたりの工場と比較して見ると, 日本六七倍の職工を使って居る, 日本の身体が 薄弱でも六倍も七倍も人を要する筈はない、必 ず勤続して熟練さえすれば、六人のものが、少 なくとも三人位で働ける様になる、……同時に 絲の価をもう少し高くし, 又一方には, 原材料 を安く買入れて安く物を拵えたい。さうしたな らば、相償ふことが出来る。……而して時間が 短くなれば、良い絲が出来る、糸が良ければ、 高い金を払って呉れと要求する事は当然のこと で、別に要求せんでも良い糸は自然高く売れる 道理である。是が大合同の永遠の目的である。

作併日本の人は、利益ばかりに兎角目がつくから、私の先に書いたものには、唯斯く々の儲けがあるということのみを言ふて置きましたが、実の所を打明けて申せば、到底此儘で生存が出来ない、殊に将来発達を期せんとすれば、大合同の外はないので御座います。米国ですらも大西洋汽船会社の合同に非常な骨が折れたさうですから、日本の如き島国では、尚更むつかしい事情は沢山あるに相違ないが、諸君が御熱考の上、苟も道理に於て一致したならば、島国根性を棄て、之を遂行することの出来ぬ筈はあ望ませぬから、先づ調査委員を設けて調べるということは結構なことと信じます。……」30)

以上、やや煩雑なまでに引用を試みたのは他 でもない。私自身の反省も含めて, 武藤の真意 は、「合同論」のみならず、「徹夜業廃止」・賃 金引上げ・紡績技術の高度化に必須な熟練工の 確保といった日本紡績業の発達条件の必要性を 強調しているのである。すでに「吾国紡績業ニ 三期アリ。第一期ハ内地ニ供給セルノ時期、第 二期ハ大部分ヲ内地ニ供給シ、一部分ヲ輸出ス ルノ時期、即チ現今吾国紡績会社ハ巳ニ第一期 ヲ過ギ第二期ニ在ルモノナリ。第三期ハ更ニ進 ンデ大イニ外国ニ輸出スルノ時期、是ナリ。今 例ヲ借リテ之ヲ言ヘバ、第一期ハ湖水ニ棹セル 時代ニシテ, 第二期ハ内海ヲ帆走スルノ時代, 第三期ハ大海ヲ航スル時代ナリ」31)と規定し, いわば日露戦後の「紡織業」の展開をも予想・ 視野に入れての「大合同論」だったのである。

6 小括

これまで、明治20年代、特に中国綿業史の近業に教示をうけつつ、「綿糸輸出」の実態にふれた。さらに、これまでの拙い研究成果の再検討をも試みつつ、日露戦争前後から第一次大戦期に至る日本紡績業の展開過程の筋道を辿ろう

としてきた。明治30年代は、本邦綿糸紡績業の 集中・合併が進められ、「六大紡」の形成に結 果して, 大正期に入ると東洋紡績および大日本 紡績といった、巨大紡績が出現するのである。 このような歴史的状況のなかで武藤が「合同 論」を提唱したのであるが、ある意味では、 「工場法」施行ないしは「徹夜業廃止」という

先見性をも考察範囲に包含しつつその特質を指 摘しようとしたものと考えられよう。

- 「研究ノート 日本紡績資本の展開とアジ ア市場」(『経済』95号, 2003年8月, 新日本 出版社) 123頁以下。
- 2) 拙稿「1910年代における鐘紡の『聯合請負 制度』について」(『専修経済論集』代4巻2 号,1980年3月)および同「明治中・後期本 邦綿糸紡績業における『請負制』の歴史的性 格——「聯合請負制度」再論——」(『専修経 済論集』第17巻2号,1983年3月)参照。
- 3) 武藤山治『武藤山治全集』第1卷, (新樹 社,昭和38年刊)419頁以下参照。
- 4) 飯島幡司『日本紡績史』(創元社,昭和 24年刊) 146頁。
- 5) 拙稿「鹿児島紡績の成立と展開(上)・ (下)」(『専修経済学論集』第33巻第3号,199 9年および同第34巻第3号,2000年)参照。
- 6) 松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』 (岩波書店、1993年) 50頁以下では、幕府が 「横須賀製鉄所」建設のための技術者と資材 調達のため、同年渡欧した「特命理事官柴田 剛中の一行」には、「宣戦布告」のようにひび いた、という。
- 7) 同書, 42頁以下。
- 8) 絹川太一『本邦綿糸紡績史』第一巻、114 頁以下、および玉川寛治「わが国綿糸紡績機 械の発展について」(『技術と発明』9巻2 号) 4頁, 表-1参照。
- 9) 中岡哲郎・鈴木淳・宮地正人・堤一郎編 『産業技術史』(新体系日本史11,山川出版社, 2001年刊) 第6章 (玉川寛治稿) 269頁以下。
- 10) 上掲,玉川,270頁。なお,明治23 (1890) 年以降の印綿調査とならんで、日本郵船によ る原綿積取と海運同盟加入の実現に至る経緯 については、拙稿「産業資本確立期の日本海 運」(『社会経済史学』第48巻第5号,1983年)

参照。

- 『職工事情』〔上〕(犬丸義一校訂,岩波文 11) 庫版)、111頁。
- 12) 横山源之助『日本の下層社会』(岩波文庫 版)、151頁。
- 13) 同書, 171頁。
- 14) 横山源之助『内地雑居後之日本』(岩波文 庫版)、35頁。
- 15) 泉武夫「独占的巨大綿紡資本の生産構造と 搾取基盤」(『社会科学年報』第13号、1979年、 時潮社刊,) 207頁以下。なお, 拙稿「1910年 代における鐘紡の『聯合請負制度』につい て」(『専修経済学論集』第14巻第2号,1980 年), 第4表参照。
- 16) 前掲, 拙稿, 19頁以下。
- 17) 大日本綿糸紡績同業聯合会『紡績職工事情 概要報告書』(明治31年1月刊)65頁。
- 18) 『藤正純奉公話』(私家版,昭和5年刊) 34頁以下参照。
- 19) 拙稿「明治中・後期本邦綿糸紡績業におけ る『請負制』に歴史的性格」(『専修経済学論 集』第17巻第2号,1983年刊)73頁。
- 20) 『三井事業史』本編第2巻(三井文庫, 19 80年刊), 579頁以下。
- 21) 前掲資料,583頁。なお,当時の三井物産 と鐘紡とをめぐる原綿の輸入状況については、 『山本条太郎 伝記』(昭和17年刊), 111頁以 下も参照。
- 22) 前掲資料, 583頁以下。
- 23) 拙稿「綿工業における集中と独占の開始」 (楫西光速編『繊維 上』(1964年, 交詢社出 版局刊) 233頁、『社会科学年報』第1号、(専 修大学社会科学研究所,1966年刊)189頁以下 も参照。なお、籠谷直人氏の指摘する「共生 的原綿特約」について高村直助氏を挙げられ るが〔『アジ国通商秩序と近代日本』(名古屋 大学出版秋, 2000年刊) 147頁〕, 三井物産関 係資料から、かかる事実を指摘したのは上述 のとおりであって、後述の村上はつ氏の指摘 (「鐘淵紡績会社」〔山口和雄編『日本産業金 融史研究 紡績金融編』, 東大出版会, 1970年 刊] 492頁以下) も含めて今後に期したい。な お、之と関連する「棉花直買い」の例示につ いては、インド棉花について籠谷直人「戦前 期の日本人貿易商によるインド棉花の奥地買 付活動」(前掲『アジア国際通商秩序と近代日 本』147頁以下)参照。
- 24) 拙稿 (前掲,『繊維 上』所収) 264頁以下

参照。なお、すでに、日清戦後、硝煙の収まらぬ明治27年10月に三井物産の山本丈太郎は単身、旅順口・栄城子・金州・復州・営口・牛荘・新義州・州安・平壌・鎮南浦・大連などを廻り、危険と悪路を克服して「商況視察」を断行している。拙稿「旅順口と占領地商況視察」(『秋田近代史研究』43号、2001年刊)44頁以下参照。また、拙稿「日清戦争前後における綿糸紡績業の展開と朝鮮市場」(稲田正次編『明治国家形成過程の研究』(御茶ノ水書房、1966年刊、)429頁以下も参照。

- 25) 前掲, 拙稿, (『繊維 上』) 265~266頁。
- 26) 上掲稿,271頁の図,参照。「日本綿糸布満州輸出組合」の詳細は今後に期すしかないが、「日本綿糸布満州輸出組合時報」(三井文庫蔵,資料番号 Z D 4)の岡常夫の抱負談を参照。
- 27) 前掲稿,241頁以下。なお『武藤山治全集』第一巻,(新樹社,昭和38年刊),419頁以下参照。
- 28) 前掲,420頁以下。
- 29) 前掲,442頁以下。
- 30) 大日本綿糸紡績同業聯合会「臨時総会議事録」(明治35年6月3日,第三号)(日本紡績協会蔵)。
- 31) 前揭,『武藤山治全集』第一卷,442頁参照。